医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月31日
厚　生　労　働　省

今般制定された、医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等（令和８年厚生労働省告示第148号）は、医療法人の経営情報の提供等を受ける主体が厚生労働省に納付すべき手数料の額及び手数料の減額等について定めるものであり、「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び算定方法についての命令等」（行政手続法第39条第４項第２号）に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　（略）

二　納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八　（略）

担当：厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課